

農地中間管理事業における重点実施区域の指定等について

公益財団法人香川県農地機構農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「県規程」という。）第2条に定める「農地中間管理事業を重点的に実施する区域（以下「重点実施区域」という。）の基準」に基づき、重点実施区域等の指定について必要な事項を定める。

1. 重点実施区域の範囲

重点実施区域の範囲は、原則として市町が策定する人・農地プランの範囲内とする。

2. 重点実施区域の指定の手順

- (1) 重点実施区域の指定を希望する市町は、農地中間管理事業重点実施区域指定申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、公益財団法人香川県農地機構（以下「機構」という。）に提出するものとする。
- (2) 機構は、県規程第2条の規定によるほか、次の事項を考慮して、指定するものとする。
なお、指定に当たっては土地改良事業の円滑な実施が図られるように配慮するとともに、県の意見を求めるものとする。
 - ① 適切な人・農地プラン又は農地集積計画が作成され、地域ぐるみで農地流動化を進めようという機運が生じている区域など、農地中間管理事業が効率的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域であること。
 - ② 重点実施区域内において、機構、県、市町、農業委員会等が連携して、円滑な事業展開が見込まれること。
- (3) 農地中間管理事業の重点実施区域として定めたときは、当該市町に対し、様式第2号により通知するものとし、機構のホームページにより公表するものとする。
- (4) 市町は、人・農地プランの見直し等により、重点実施区域の変更等を希望する場合は、機構に申し出るものとする。

3. モデル地区の選定について

- (1) 重点実施地区のうち、農地中間管理事業を推進するに当たって著しく効果の高い地域については、重点実施区域モデル地区（以下「モデル地区」という。）とする。
- (2) モデル地区については、機構が県の意見を踏まえ、選定するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。